

在るといつて過言でない。

宜しく國民各位は勝利の光明を目指して如何なる試煉をもこれに打克つ強靱なる戦時生活を営まれて、國民一人の又一家庭の日常生活の上に勝利の基礎を強靱ならしむることに努められたのである。

國民徵用令其他勞務關係總動員法六 勅令改正案要綱の決定

決戦下戦力増強の大目的達成を主眼とする勞務關係總動員法六勅令の改正案要綱は、昭和十八年五月二十四日第二十五回總動員審議會に對する諮問の結果政府原案通り正式決定をみ、その内容は同日情報局より左の如く發表せられた。

國民徵用令中改正に關する勅令案

要綱

第一 第二條及第十七條の規定を左の趣旨に依り整備すること。

徵用は國家の要請に基き帝國臣民をして緊要なる總動員業務に従事せしむる必要がある場合に之を行ふものとすると共に被徵用者の服務に關する規定を設け以て徵用勤勞の國家性を明確にすること。

第二 地方長官徵用命令の通達を受けたるときは直に徵用令書を發するの順序を改め特別の場合の外豫め徵用せらるべき者に對し徵用の適否その他の決定に必要な検査又は調査の爲出頭を命じ然る後徵用令書を發するの方式と爲す爲第七條第三項、第九條及第十條の規定を整備すること。

第三 徵用せらるべき者の徵用の適否その他の決定に

關する事務に従事せしむるため國民徵用官(假稱)を置くこと。國民徵用官は地方廳における關係高等官を以てこれに充つること。

第四 被徵用者を使用する官衙の所管大臣または管理工場若は指定工場の事業主の請求または申請による場合の外左の趣旨により徵用變更をなし得る旨の規定を設けること。

管理工場を管理する主務大臣管理工場に使用せらるる者の徵用の變更を必要とするときは厚生大臣にこれを請求することを得ること。

厚生大臣必要ありと認むるときは請求または申請なき場合と雖も被徵用者の徵用を變更することを得ること。

厚生大臣請求または申請によらずして徵用を變更せんとするときは官衙に使用せらるる者に關しては當該官衙の所管大臣に、管理工場に使用せらるる者に關しては當該管理工場を管理する主務大臣に協議すべきこと。

第五 新に左の趣旨の規定を設けること。

厚生大臣管理工場または指定工場の事業主(法人に在りてはその代表者)を當該工場における總動員業務に従事せしむる爲徵用せんとする場合においては事業主の申請を俟たず徵用命令を發し管轄の地方長官に通達した後は地方長官を經由せずして徵用令書を發し徵用せらるべき者に之を交付すること。そのものの徵用せられたるのち徵用を變更しまたは解除せんとする場合また同じきこと。

第十二條 第十三條 第十四條第一項及び第十五條第一項の規定は徵用せられたる管理工場または指

定工場の事業主(法人にありては其の代表者)の徵用の變更又は解除に付これを準用すること

第六 徵用せらるべき者の出頭の旅費および徵用を解除せられたる者の歸郷の旅費の外に被徵用者もしくはその家族危篤または死亡のため官衙の長若は事業主の通知によりその家族出頭しまたは許可を得て被徵用者一時歸郷する場合に在りてもその旅費を支給し得るの途を拓くこと。

第七 本制度は前各號に準じ各外地にもこれを實施すること。

國民勤勞報國協力令中改正に關する勅令案要綱

第一 第三條第一項中「四十年」を「五十年」に改むること。

第二 第四條中「三十日」を「六十日」に改むること。

第三 本制度は必要に應じ前各號に準じ各外地にもこれを實施すること。

勞務調整令中改正に關する勅令案

要綱

第一 男子従業者の従業等を制限または禁止するため左の如き規定を設けること。

厚生大臣または地方長官は業種または職種を指定して男子従業者の雇入、使用、就職および従業を制限または禁止することを得ること。

第二 従業者の雇入及就職の命令の爲左の如き一章を設けること。

從業者の雇入及就職の命令

一、厚生大臣又は地方長官は時局の要請に依る企業

整備の爲事業の全部又は一部を廢止又は休止する工場、事業場その他の場所に使用せらるる従業者を厚生大臣の指定する工場、事業場その他の場所に就職せしめ得ること。前項の規定により指定せられたる工場、事業場その他の場所の事業主(以下指定事業主と稱す)は前項の規定による命令を受けたる者(以下指定就職者と稱す)を雇入るることを要すること。

指定就職者と舊事業主との間に雇傭契約ある場合において指定事業主との間に前二項の規定による雇傭関係成立したるときは舊契約は解除せらるること。

二、前號第一項の規定に依る命令は募集および紹介の方法により所要の勞務を得られざる場合に之をなすものとする。

三、指定事業主は第一號第一項の規定による命令による勞務の配置を必要とするときは厚生大臣または地方長官に之を申請すべきこと。

四、指定事業主指定就職者の賃金その他の給與を定むるにあたりてはその者の技能程度、従事すべき業務及場所等に應じ且従前の給與その他之に準ずべき収入を斟酌すべきこと。

指定就職者の雇入は其者が賃金統制令第十條第一項の最高初給賃金の定めある勞務者なる場合においては同條第二項の適用に關しては之を新なる雇入と看做さざること。

厚生大臣又は地方長官は指定事業主又は指定就職者に對し指定就職者の受くべき賃金、給料、その他の從業條件に關し命令を爲すことを得ること。

五、指定事業主は指定就職者の年齢、知識、技能および體格等を考慮し之が適正なる職場配置を爲すことに留意すべきこと。

第三 以上の改正に伴ひ第十四條乃至第十六條の規定に必要な修正を加ふる。

第四 本制度は必要に應じ前各號に準じ各外地にも之を實施すること。

賃金統制令中改正に關する勅令案要綱

第一 第十六條を左の如く改むること。

雇傭主は賃金規則および昇給内規に付地方長官の認可を受けたるときは第十四條の規定に拘らずその賃金規則に依る賃金を以て勞務者を雇傭しその昇給内規に依りその賃金を増すことを得ること。但し第九條第二項の規定の適用を妨げざること。

前項の賃金規則又は昇給内規を變更せんとするときは地方長官の認可を受くべきこと。但し命令を以て定むる場合は報告を爲すを以て足ること。

地方長官必要ありと認むるときは雇傭主に對し前二項の規定に依り認可を受けまたは報告を爲したる賃金規則又は昇給内規の變更を命ずることを得ること。

第二 第十七條を削除すること。

第三 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること。

工場就業時間制限令廢止に關する勅令案要綱

第一 工場就業時間制限令はこれを廢止すること。

第二 各外地に於ても同様措置すること。

船員職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

第一 第二條を左の如く改むること。

本令において船員とは左に掲ぐる者を謂ふ。

一、船員法第一條(朝鮮船員令および關東州船員令においてよる場合を含む)に規定する船員

二、小形船舶乗組員手帳法第一條に規定する船員

三、海技免狀を有する者

四、遞信大臣の指定する船員養成施設に於てその課程を修了したる者にして修了後三年を経過せざるもの及び該期間内に第一號の船員又は第二號の船員として船舶に乗組み最後の雇止の公認又は最後の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるもの

五、第一號の船員又は第二號の船員として一年以上船舶に乗組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後二年を経過せざるもの

第一 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること。

尙、右改正案の要旨を解説すれば概ね次の如くである。

る。

國民徵用令改正

國民徵用令の改正は徵用が國家の要請に基づく産業應召であるといふ國家性をさらに明確にするとともに、徵用實施の經驗に鑑み、社長徵用ならびに被徵用者の服務紀律を定め、徵用勞務者を有する重點産業從

業者が、社長以下全員公益優先の趣旨に従ふことを規定した。こと。および徴用工に對し必要に應じ従業工場を移動せしめ得ることとなつたことが注目される。改正の主なる點は

- 一、現行規定では徴用は人員募集の補充的方法とみられる點があるので、條文上、國家の要請に基づく國民徴用制度であることを明らかにした。こと。
- 一、社長徴用は徴用の本質に鑑み當然の措置であるが、今回の改正ではその手續の特例を規定し厚生大臣は事業主の申請を俟たず社長徴用を行ふこととした。こと。
- 一、現行徴用船員に對する服務規律と同趣旨のものを徴用工場全部に設け、特に被徴用者が従業に際しては社長の「指揮」を受けるべきことを明らかにし、社長もまた陣頭指揮の徹底に努めしめることとした。こと。
- 一、徴用銜銜を厳正にするため徴用令書交付前に候補者を原則として事前出頭せしめ、豫め適否検査をなす現行の手續を明文化し、また徴用決定の的確を期するため新たに國民徴用官(假稱)たる高等官が設けられることとなつた。こと。

一、徴用労働者は使用する軍作業廠または民間工場毎に徴用され他工場への移動については業主側の申請手續が認められてゐるが、事實上行はれてゐないの生産増強上必要がある場合、厚生大臣または徴用者使用工場を管理する主務大臣は政府の方針により、徴用労働者を移動せしめ得ることとなつた。こと。

勞務調整令改正

勞務調整令の改正は

- 一、男子従業の制限および禁止

一、就職命令

の二つに分れ、第一の男子従業制限禁止は本年度國民動員計畫に示された書記のおよび輕易なる勞務を女子をもつて代替する方針の現れであり、第二の就職命令は企業整備に伴ふ休廢止工場労働者を政府の方針に従ひ、必要の場合に集團的に重點産業工場等に轉職を命じ得るものであつて、現行の一部學校卒業者の使用制限とは異なつて、國民就勞につき相當廣汎に及ぶ強制的勞務配置である點において、徴用制の強化と共に決職生産増強に處する勤勞國策として訓期的意義をもつてゐる。

一、厚生省では女子代替の可能な業種と職種を勅令實施後ただちに省令をもつて指定(輕易、地方的なものは地方長官指定)しこれに對し新規雇入を禁ずると共に現在、その業務に就いてゐるものは無用の動搖を生ぜぬやう逐次轉職させる意向である。

一、就職命令は目下進行してゐる企業整備に伴ひ轉換を要する労働者中時局産業に轉向し得る經驗技能者の恣意的轉職を禁ずるとともに労働者確保上、募集の方法によつては勞務を完全に充足し得ない場合に限り發動されるので厚生省では極力その實施を避ける方針である。

一、従つて就職命令は勞務調整令により指定工場の事業主が募集紹介により労働者を得られない極めて特定の場合に限り、事業主の申請によつて發動され、厚生大臣、地方長官は受令労働者の給與條件などにつき所要の命令を發する。

一、労働者の配置を申請した事業主は厚生大臣の命ずるところにより轉職労働者との間に雇傭契約を締結

する義務を生じ、労働者に對しては移動防止のため前職の事業主との間の雇傭契約を解約せしめる。

一、厚生省では、この命令發動に伴ひ轉職者家族の生活援護を要する場合を考慮し、國庫補助金を支給し得るやう考慮中である。

賃金統制令改正

賃金統制令に規定されてゐるいはゆる賃金總額制限方式は賃金の暴騰抑制のため定められたものであるが、生産能率向上のためには運用上不便が多いので、重要事業場勞務管理令の指定を受けた重要工場には、この方式を採用してゐないのである。今回の改正によつて政府は賃金統制令により別個に五重點およびこれに關聯する工場、鑛山に對し、重要事業場勞務管理令指定工場と同様、總額制限方式に代り賃金規則および昇給内規の認可による統制方式を採用することとなつた。

厚生省では本令によるこの指定工場、鑛山を約三百と豫定してゐる。この結果、賃金規則および昇給内規の認可を受ければ自動的に賃金の増額が出來、この場合は平均時間割賃金による總額制限の適用を受けないのである。この改正により重點産業關係労働者の賃金は生産増強に當り、現在に比し全面的に弾力性を有するに至つたわけである。

工場制限令改正

工場就業時間制限令は金屬および機械器具工場労働者に適用されてゐるが、これら工場の生産を急ぐため臨時的に就業時間延長の必要があるときは制限令によりその都度官廳へ許可手續を要するので緊急生産に間に合はぬ實情にある。本令は支那事變による就業時間

の過當な延長を抑制する目的で制定されたのであるが、現下の情勢ではいはゆる突貫生産の必要から就業時間の延長を臨時的に行ふ場合があり、現在も同令の緩和規定に基き相當程度時間延長を許してゐる實情にあるので、同令を廢して行政措置に移すことが適切と認められたのである。

勤勞報國協力令改正

勤勞報國隊編成の根據勅令たる國民勤勞報國協力令は、現行では男子は十四歳以上四十歳未満まで、女子は十四歳以上二十五歳未満までの未婚者をもつて報國隊を組織し、その協力期間は一年につき三十日以内となつてゐるが、今回の改正で男子の報國隊協力の最高年齢を四十歳未満から五十歳未満に引上げるとともに期間を二倍の六十日以内に擴張した、厚生省では勤勞奉仕の國民的熱意も相當高まつてをり、一方奉仕を受ける鑛山、工場側は協力期間六十日では作業能力上なほ短い場合が少なくないとの意見に基き、協力の趣旨に反しない限り必要に應じ相當長期に互る報國隊をも編成する方策を積極的に講ずる方針である。

船員職業能力申告令の改正

船員職業能力申告令中改正の要點は第二條の要申告者に新に「小形船舶乗組員手帳法第一條に規定する船員」を加入した點にある。

小形船舶乗組員すなはち五トン以上二十トン未満の運搬船(主として舢舨)の乗組員の勞務規正方策に關しては昨年十二月八日より小形船舶乗組員手帳法が實施され、この手帳制を通じて小形船舶乗組員の勞務配置は逐次明確化されつゝあつたが、さらに港灣荷役力および海上輸送力増強の一環として小形船舶の占むる重要

性の加重に鑑み、これが乗組員を確保するとともに、大型小型船舶乗組員を一貫して適切な勞務規正を行ひ得る體制を整へる必要があるもので、今回この小型船舶乗組員に對しても船員法の船員と同様、船員職業能力申告令による要申告者たらしめ、船員政策を遞信省に一元化したものがある。

工場法の戰時特例勅令案要綱竝に鑛

夫就業扶助規則の特例に關する厚生

省令案要綱の決定

決戦下の勞務動員に則應すべき工場法の戰時特例勅令案要綱は昭和十八年六月十一日閣議決定を見たが、之と同時に石炭山の鑛夫就業扶助規則の特例も厚生省令を以て發令せらるゝこととなりその要綱の決定を見るに到つた。

工場法の戰時特例は許可認可等の手續の簡素化に因り刻下重要産業をして生産の緊急性に臨機即應の態勢をとらしめんとするものであり、該當工場に對し工場法の規定する深夜業の禁止(工場法第三條)、休日及び休憩時間の規定(同第七條)、保護職工の物理的及び化學的危險有害業務への就業禁止(同第九及十條)等の制限を解除せるものである。鑛夫就業扶助規則の特例も亦同一の趣旨に因つてゐる。兩法令案要綱を掲ぐれば左の如くである。

工場法の戰時特例勅令案要綱

第一 戰時行政特例法に基く工場法の特例は本令の定むる所に依ること。

第二 工場法第三條、第四條及び第七條の規定は厚生

大臣の指定する工場に之を適用せざること。前項の指定すべき工場の工業主に對する通知に依り之を行ふことを得ること。

第三 工業主は命令の定むる所に依り行政官廳の許可を受け十六歳未満の者及び女子をして工場法第九條、第十條及び第十一條第二項の規定に拘らず同法第十一條第一項の規定に依り厚生大臣の定むる業務に就かしむることを得ること。

第四 行政官廳必要ありと認むるときは第二條の工場の工業主に對し同條の規定實施のため勤勞管理に關し必要な事項を命ずることを得ること。

第五 工場法第十九條及び第二十五條の規定は本令又は本令に基きて發する命令に之を準用すること。

鑛夫就業扶助規則の特例に關する

省令案要綱

第一 石炭を目的とする鑛業權者鑛山監督局長の許可を受けたるときは鑛夫就業扶助規則(以下規則と稱す)第五條及び第六條の規定に拘らず就業時間を延長し、規則第七條の規定に拘らず十六歳以上の女子を就業せしめ規則第九條の規定に拘らず休憩時間を短縮し又は規則第十條の規定に拘らず休日を廢することを得ること。

第二 鑛業權者鑛山監督局長の許可を受けたるときは規則第十一條の二の規定に拘らず石炭坑に就ては十六歳未満の男子にして國民學校高等科の課程又は之と同等以上と認められたる課程を修了したるもの及び廿歳以上の女子(妊娠中の者を除く)を、その他の鑛山に就ては廿五歳以上の女子(妊娠中の者を除く)